

令和 8 年 8 月 17 日

組合員各位

三井物産健康保険組合

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う被災者の方の健康保険の取扱いについて

この度の災害により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨により被災された方につきまして、厚生労働省より健康保険の一部負担金の徴収猶予・減免、健康保険料の納付期限の延長、資格確認等の取り扱いに関わる特例措置の通知がございましたので、お知らせいたします。

被災により特別な措置を必要とされる場合には、当組合までご連絡ください。

記

**1. 災害救助法適用市町村**

**【千葉県】**

千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町

最新の適用地域は、下記リンクよりご確認ください。

[内閣府ホームページ](#)

**2. マイナ保険証または資格確認書を紛失している場合の医療機関等の受診について**

被災によりマイナ保険証または資格確認書を保険医療機関等に提示できない場合は、「氏名」、「生年月日」、「事業所名」を申し出ることにより受診できる取り扱いとなっております。資格確認書の再交付が必要な場合は、加入事業所を経由して、資格確認書の再交付申請を行ってください。

本件問い合わせ先：三井物産健康保険組合（TEL：03-3285-2934）

以 上